

企業事業資金貸付金総括（続編）

企業事業資金貸付金について（続編）

令和４年５月 栗東市

(株)TSR及び(株)CSRに貸し付けた企業事業資金貸付金の債権について、連帯債務者である和泉豊氏、玲子氏の自己破産申立により、裁判所から選任された破産管財人による財産調査が行われたが、債権者破産申立による手続きが終結した令和２年９月１６日以降、新たな財産は見つからないまま令和３年１１月２６日に免責許可決定が確定した。これにより、両社に対する貸付金元金８億９,２４４万６３１円、利息１１４万６,８８２円、合計８億９,３５８万７,５１３円の本市の債権が消滅し、回収不能となった。

これを受け、当時の関係者に企業事業資金貸付条例制定時の交渉内容や償還に係る協議内容などについて個別に聞き取りを行ったが、現存する資料にない新たな事実を確認できなかった。

今後、このようなことを二度と起こさないためにも、改めて課題や問題点を洗い出し検証する。

１．条例運用の課題

「企業事業資金貸付条例」は平成１２年６月に施行された条例で、貸付後１０年間で市税収入等が５０億円以上見込まれる者に対して５億円を限度に貸付をするものであるが、条例案を提出した平成１２年６月議会定例会の議案審議会議録によると、市の貸付金担保に対するスタンスは「貸付金相当に値する物的担保の提供を求める。」としていた。しかし、実際の運用では、貸付金が回収でき

ない場合の物的担保は当時の契約保証金の割合が契約額の1割となっていたことから、同様に貸付金の1割のみとなっており、これが貸付の判断として適切であったかどうかという点、また、条例に定められている貸付金の使途、償還といった運用状況等の調査や指導についても、適切な時期に実施されていないことから、これらのことが、結果的に貸付金が回収できなかった大きな要因の一つであると重く受け止めなければならない。

今後、すべての事務事業の執行にあたっては、コンプライアンス意識を持つことは言うまでもなく、条例・規則に基づき進めることを基本に、派遣研修や職場研修を含め職員研修を積極的に展開していく必要がある。

2. 公文書管理のあり方

今回、この問題を検証するにあたり、保存されている書類を確認したところ、完全に保存されていないもの、そもそも不存在であるもの、事務決裁規程通り稟議されていないもの、記載内容に正確性を欠くものなどが見受けられた。

市の公文書は、主権者である市民の知的資産であり、市民が主体的に利用できるものでなければならず、これを適正に管理し、後世に伝えることは市の重要な責務であり、適切な文書管理を徹底することは喫緊の課題であることから、公文書管理条例の制定の検討と併せ、適切な公文書管理に向けて文書取扱規程や事務決裁規程の見直しを行う必要がある。

また、附属機関等の会議の公開に関する規則の遵守の徹底を図るなど、透明かつ公正な会議の運営を図り、市政の見える化の推進と公正性の確保を一層推進することが求められている。

3. 財務体質の改善

平成10年当時の栗東町にあつては、長引く景気低迷により財政的に非常に厳しい状況の中、多くの大型プロジェクトの財源確保を講ずる必要に迫られ、たばこ税に着目し「栗東町公共公益施設整備財源確保のための企業誘致特別措置に関する条例」を制定した。これにより、たばこ税は飛躍的に増加し、条例が制定された平成10年7月から廃止される平成11年9月までの間で誘致した4社のたばこ税納税額は約26億4千250万円となった。

しかしながら、自治体間の税の不均衡を招くことから著しく不適切であるとして国・県からは是正を求められ、新たに「栗東町企業事業資金貸付条例」を制定し財源を確保した。この条例に基づき4社に貸付を行った結果、貸付後10年間の納税額は4社合計で約130億9千100万円となっており、4社とも50億円の納税額を超えていない。なお、㈱TSRの納税額は約42億3千200万円、㈱CSRの納税額は約23億960万円であり、両社とも平成20年7月以降は納税がなされていない。

残る2社は現在も合わせて年間4億円弱のたばこ税を本市に納付されており、市民一人当たりのたばこ税の納付額は近隣市と比べると2倍程度の水準で推移している。これを一般財源として活用していることから、たばこ税に頼った財務体質から脱却した財務体質にすることが求められている。

4. 残る2社の債権管理

㈱TSR、㈱CSRの2社以外に、企業事業資金貸付条例に基づき貸付を

行った残る２社については両社とも毎年２，０００万円ずつ元本を返済中であり、貸付利息についても納付されている。また、納税についても継続中である。

令和４年３月３１日現在、Ｋ社の残元金１億３，０００万円、Ｃ社の残元金は４億２，０００万円となっており、いずれも令和１０年３月末で返済完了となる予定であるものの、債権管理に万全を期すため、毎年償還等について調査を行い、必要な指導を行う必要がある。

５．説明責任

本市にとって多額の債権の回収が事実上困難になったことを踏まえ、これまでから、市議会企業事業資金貸付金特別委員会において経過等について説明をするとともに、企業事業資金貸付金総括の本編及び資料編をホームページに掲載し、学区別自治連合会と市の懇談会や「市長と気軽に栗東まちづくり座談会」において説明を行ってきた。しかし、現時点において市民に対する説明責任を果たせたと言える状況にはないとの認識から、一連の経緯、原因、今後の対応等について市広報やホームページに掲載するとともに、この問題にかかる説明会を開催することにより、市としての説明責任を果たしていく必要がある。

６．行政組織としての結果責任

本市の債権が消滅し債権回収が不可能となり巨額の損失が発生したこと

で、市民サービスに負の影響を与えることは絶対にあってはならない。このことを肝に銘じ、今日までの反省点と1～5の検証を踏まえ、以下の通り取り組みを行う。

実施項目	実施時期
企業事業資金貸付金問題とこれを踏まえたコンプライアンスに関する職員研修の実施	毎年
公文書管理条例の制定に向けた検討	令和4年度～
文書取扱規程や事務決裁規程の見直し	令和4年度
たばこ税に代わる財源確保策の検討	毎年
財政運営基本方針の見直し	令和4年度
残る2社に対する償還等における調査指導	毎年
市民説明会の開催	令和4年6月
広報「りっとう」及びホームページに経緯等の掲載	令和4年7月